

解散したものとみなされた株式会社の会社継続（解散前は取締役会設置会社であった会社が、継続後は取締役会を設置せず、株主総会の決議によって代表取締役を選定することとする場合）

受付番号票貼付欄

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000-00-000000 分かる場合に記載してください。

1. 商号 ○○株式会社

1. 本店 ○県○市○町○丁目○番○号

1. 登記の事由 平成○年○月○日清算人及び代表清算人の就任
会社継続
取締役、代表取締役、監査役の変更
株式の譲渡制限に関する規定の変更

1. 登記すべき事項 別添CD-Rのとおり

登記すべき事項を記録したCD-Rを申請書と共に提出してください。
なお、CD-Rに代えて、オンラインによりあらかじめ、登記すべき事項を提出することもできます。この方法によった場合には、登記すべき事項の提出の際に作成した情報を利用して申請書を簡単に作成することもできますし、手続の処理状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、「登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html)を御覧ください。

1. 登録免許税額 金 99,000円（又は79,000円）

清算人等の就任9千円、会社継続3万円、役員変更3万円（資本金が1億円以下の会社にあつては1万円）、株式の譲渡制限に関する規定の変更3万円です。収入印紙又は領収証書で納付します（→収入印紙貼付台紙へ貼付）。

1. 添付書類

株主総会議事録	1通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	1通
定款	1通

就任承諾書 (取締役, 監査役)
印鑑証明書

○通
○通

※取締役については、株主総会議事録及び就任承諾書に押した印鑑について、株主総会の議長については、株主総会議事録に押した印鑑について、それぞれ市区町村長が作成した印鑑証明書の添付が必要となります。

本人確認証明書 (監査役)

○通

※監査役については、住民票記載事項証明書、運転免許証のコピー（裏面もコピーし、本人が原本と相違ない旨を記載して、署名又は記名押印したもの。2枚以上の場合には、合わせてとして当該書面に押印した印鑑で契印します。）などを添付する必要があります（本人確認証明書の添付について、http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00085.html を参照してください。）。

委任状

1 通

※代理人に申請を委任した場合のみ必要です。

(注) 別途、代表取締役の印鑑届書を提出する必要があります。

印鑑届書の用紙はお近くの法務局でお渡ししています（無料）。また、法務省ホームページにも掲載していますので、御利用ください。

【記載例】

・ 8-1 印鑑届書 (株式会社・記載例) P D F (<http://www.moj.go.jp/content/000076218.pdf>)

【様式】

・ 8-17 印鑑 (改印) 届書 (P D F) (<http://www.moj.go.jp/content/000011576.pdf>)

契
印

上記のとおり登記の申請をします。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※1
申請人 〇〇株式会社 ※2

※1～※4にはそれぞれ、
※1→本店、※2→商号、
※3→代表取締役の住所、
※4→代理人の住所、
を記載します。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※3
代表取締役 〇 某 ①

登記所に提出する印鑑を
押します。

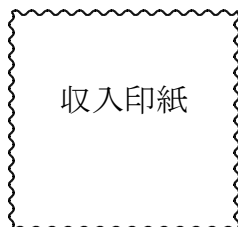
〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※4
上記代理人 〇 某 ①

代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑（認印）を押します。この場合、代表取締役の押印は、必要ありません。

連絡先の電話番号

〇〇法務局 〇〇支局 御中
出張所

収入印紙貼付台紙



(注) 収入印紙は、割印をしないで貼ってください。

契
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印する必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（代表取締役が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体を提出する場合の入力例

「役員に関する事項」

「資格」 清算人

「氏名」 ○某

「役員に関する事項」

「資格」 清算人

「氏名」 ○某

「役員に関する事項」

「資格」 清算人

「氏名」 ○某

「役員に関する事項」

「資格」 代表清算人

「住所」 ○県○市○町○丁目○番○号

「氏名」 ○某

「会社継続」

平成○年○月○日会社継続

「株式の譲渡制限に関する規定」

当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社（又は株主総会）の承認を受けなければならない。

「原因年月日」 平成○年○月○日変更

「役員に関する事項」

「資格」 取締役

「氏名」 ○某

「原因年月日」 平成○年○月○日就任

「役員に関する事項」

「資格」 取締役

「氏名」 ○某

「原因年月日」 平成○年○月○日就任

「役員に関する事項」

「資格」 取締役

「氏名」 ○某

「原因年月日」 平成○年○月○日就任

「役員に関する事項」

「資格」 代表取締役

「住所」 ○県○市○町○丁目○番○号

「氏名」 ○某

「原因年月日」 平成○年○月○日就任

「役員に関する事項」

「資格」 監査役

「氏名」 ○某

「原因年月日」 平成○年○月○日退任

「役員に関する事項」

「資格」 監査役

「氏名」 ○某

「原因年月日」 平成○年○月○日就任

「役員に関する事項」(※)

「資格」 監査役の監査の範囲に関する事項

「役員に関するその他の事項」

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある

※ 公開会社でない会社は、監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除き、定款に「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する」旨の定めを置くことができ、当該定めを置いた場合（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第53条により会社法第389条第1項の規定による定めがあるものとみなされた場合を含む。）には、その旨の記載が必要です。

(注) 1 登記事項を記録したCD-Rを提出する場合は、記録した内容を別途印刷して添付する必要はありません。その場合には、登記すべき事項は、「メモ帳」機能等を利用してテキスト形式で記録し、ファイル名は「(任意の名称).txt)」としてください。

詳しい電磁的記録媒体の作成方法は、「商業・法人登記申請における登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体の提出について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI50/minji50.html>)を御覧ください。

2 登記すべき事項をオンラインによりあらかじめ提出する場合には、登記すべき事項の提出の際に作成した情報を利用して、申請書を簡単に作成することもできますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、「登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html)を御覧ください。

株主総会議事録

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

臨時株主総会議事録

平成○年○月○日午後○時○分から、当会社本店において臨時株主総会を開催した。

株主の総数	○○	名
発行済株式の総数	○○○○	株
(自己株式の数 ○株)		

(注) 自己株式がある場合に記載します。自己株式とは、株式会社が保有する自己の株式をいいます。

議決権を行使することができる株主の数	○○	名
議決権を行使することができる株主の議決権の数	○○○○	個
出席株主数 (委任状による者を含む)	○○	名
出席株主の議決権の数	○○○○	個
出席清算人 ○ 某 (議長兼議事録作成者)		
同 ○ 某		
同 ○ 某		
出席監査役 ○ 某		

以上により本総会は適法に成立したので、代表清算人○某は議長席に着き、本総会は適法に成立したので開会する旨を宣し、直ちに議事に入った。

第1号議案 会社継続の件

議長は、「当会社は平成○年○月○日付けをもって会社法第472条第1項の規定により解散とみなされたが、今回これを解散前の状態に復活し、会社を継続して社運の進展を図ることとしてはどうか」と述べ、その承認を求めたところ、満場一致をもって会社を継続することについて承認可決した。

第2号議案 定款変更の件

議長は、会社法の施行により当会社の定款に定めがあるものとみなされた「取締役会設置会社の定め」を廃止すること、並びに定款第○条、第○条、第○条、第○条を下記のとおり変更したい理由を詳細に説明し、その承認を求めたところ、満場一致をもって承認可決した。

(株式の譲渡制限)

第○条 当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社 (又は株主総会) の承認を受けなければならない。

(取締役の任期)

第○条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第○条 当会社は、取締役2名以上を置く場合には、株主総会の決議により、代表取締役1名を選定する。

(監査役の任期)

第○条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第3号議案 取締役及び監査役選任の件

議長は、会社継続に伴い、改めて取締役を選任する必要があるため、また、監査役が定款の規定により平成〇年〇月〇日任期満了となっているためこれを選任する必要がある旨を述べ、その選出方法について議場に諮ったところ、出席株主中より議長の指名に一任したい旨の発言があり、議長は、その可否を議場に諮ったところ、満場これに賛成したので、議長は、次の者を指名し、満場一致をもって選任可決した。

なお、被選任者はいずれも席上その就任を承諾した。(注1)

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

取締役 ○ 某

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

同 ○ 某

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

同 ○ 某

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

監査役 ○ 某

(注) 公開会社でない会社は、監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除き、定款に「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する」旨の定めを置くことができ、当該定めを置いた場合(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第53条により会社法第389条第1項の規定による定めがあるものとみなされた場合を含む。)には、その旨も登記する必要があります。

第4号議案 代表取締役選定の件

議長は、会社継続に伴い、改めて代表取締役を選定する必要がある旨を述べ、その選定方法について議場に諮ったところ、出席株主中より議長の指名に一任したい旨の発言があり、議長は、その可否を議場に諮ったところ、満場これに賛成したので、議長は、次の者を指名し、満場一致をもって選任可決した。

なお、被選任者は席上その就任を承諾した。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

代表取締役 ○ 某

以上をもって議事を終了したので、議長は閉会を宣し、午後〇時〇分散会した。

上記決議を明確にするため、議長、出席取締役及び出席監査役において、次に記名押印する。

平成〇年〇月〇日

〇〇株式会社臨時株主総会

議長代表清算人 ○ 某 (印) (注2)

取 締 役 ○ 某 (印) (注2)

同 ○ 某 (印) (注2)

監 査 役 ○ 某 (印)

(注)

- 1 株主総会の席上で被選任者が就任を承諾し、その旨の記載が議事録にある場合であって、被選任者の

住所の記載がされているときには、申請書に別途就任承諾書を添付することを要しません。

この場合、申請書には、「就任承諾書は、株主総会議事録の記載を援用する。」と記載してください。

- 2 議長及び取締役の印鑑については、市町村に登録した印鑑を押印し、それらの印鑑について市町村長が作成した印鑑証明書を添付することが必要となります。
- 3 議事録が複数ページになる場合には、各ページのつづり目に契印してください。契印は、議事録の記名押印者のうち1名の印鑑で構いません。

平成〇年〇月〇日

〇〇株式会社

代表取締役 法務 太郎 印*6

- *1 株主リストは、株主総会決議を要する登記事項ごとに作成する必要があります。ただし、複数の議案で各株主の議決権数が変わらない場合は、その旨記載の上、1通を提出すれば足ります。
- *2 当該決議事項につき議決権を行使することができた全ての株主の議決権を意味し、株主総会に出席せず、又は議決権を行使しなかった株主の分も含まれます。
- *3 株主の氏名等は、株主総会への出席や議決権の行使の有無にかかわらず、記載してください。
- *4 株主の氏名等は、総議決権数に対する各株主の議決権数の割合を多い順に加算し、その合計が3分の2に達するまでの株主か10位以内の株主かいずれか少ない人数の株主を記載してください。なお、同順位の株主が複数いることなどにより10位以内の株主が10名以上いる場合は、その株主全てを任意の形式の別紙を作成して記載してください。
- *5 種類株式発行会社については、「株式数」欄に、種類株式の種類及び種類ごとの数も記載してください。種類株式の種類については、登記された名称のとおりに記載してください。なお、種類株主総会決議についての株主リストを作成する際には、当該種類の株主のみを記載すれば足ります。
- *6 登記所届出印を押印してください。

就任承諾書の例

就任承諾書

私は、平成〇年〇月〇日開催の貴社株主総会において、貴社の取締役（注1）に選任されたので、その就任を承諾します。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇 某 印（注2）

〇〇株式会社 御中

- （注） 1 監査役についても同様に作成します。
2 取締役については、就任承諾書に市町村に登録した印鑑を押す必要があります。監査役については、認印で差し支えありません。
3 取締役については市町村長が作成した印鑑証明書、監査役については住民票記載事項証明書等の本人確認証明書をそれぞれ添付することが必要です。

委任状の例

委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号

○ 某

私は、上記の者を代理人に定め、下記の権限を委任する。

記

- 1 当会社の清算人及び代表清算人の就任，会社継続，取締役，代表取締役，監査役の変更，及び株式の譲渡制限に関する規定の変更の登記を申請する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件 **(注) 原本還付を請求する場合に記載します。**

平成○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号

○○株式会社

代表取締役 ○ 某 **印 (注)**

(注) 代表取締役が登記所に提出している印鑑を押印してください。